

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）  
 （第二十二条関係）（平成十七年四月一日施行）

抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項に規定する場合には、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「<u>四百八十</u>」とあるのは、「<u>四百八十</u>（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、<u>四百三十二</u>とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは<u>四百四十四</u>とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者</p>	<p>附則</p> <p>（老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2  昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「<u>四百四十四</u>」とあるのは、「<u>四百四十四</u>（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であるときは<u>四百二十</u>とし、その者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者であるときは<u>四百三十二</u>とする。）<u>（</u>」とする。</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項に規定する場合には、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「<u>四百四十四</u>」とあるのは、「<u>四百四十四</u>（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、<u>四百三十二</u>とする。）<u>（</u>」と読み替えるものとする。</p>

であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。」「と読み替えるものとする。

3・4 (略)

#### 第十九条

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 男子である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)(の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)(が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

5~8 (略)

3・4 (略)

#### 第十九条

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 (略)

4 男子である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)(の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)(が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5~8 (略)

(老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置)

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附

(老齡厚生年金の支給停止に関する経過措置)

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金(附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日(附則第二十条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。)が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以

則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日(次項、附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。)が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。)及び老齡厚生年金の額(附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この条において同じ。)の百分の八十に相当する額を十二で除して得た額(次項において「基本月額」という。)(との合計額が二十八万円以下であるときは、その月の分の当該老齡厚生年金について、老齡厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日(が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が二十八万円を超えるときは、その月の分の当該老齡厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ老齡厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額(以下この項において「支給停止基準額」という。))に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齡厚生年金の額以上であるときは、老齡厚生年金の全部の支給を停

前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得

た額（以下「総報酬月額相当額」という。）と老齢厚生年金の額（附

則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若

しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給

年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（

以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法附則第

十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「

支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該

老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該

各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停

止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当

該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以

上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相

当額が厚生年金保険法附則第十一条第三項に規定する支給停止調整

変更額（次号から第四号までにおいて「支給停止調整変更額」とい

う。）以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額

から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た

額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相

当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と

基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二

分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更

額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額

止するものとする。

一 基本月額が二十八万円以下であり、かつ、総報酬月額相当額が四

十八万円以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計

額から二十八万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

額

二 基本月額が二十八万円以下であり、かつ、総報酬月額相当額が四

十八万円を超えるとき。四十八万円と基本月額との合計額から二

十八万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月

額相当額から四十八万円を控除して得た額を加えた額

額

三 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た

額

の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき、支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものに限る。）については、同項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金」に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十二條 厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者

額

四 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円を超えるとき、四十八万円に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から四十八万円を控除して得た額を加えた額

3 第一項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものに限る。）については、第一項中「及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この条において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。以下この条において「基金」に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」と、「老齢厚生年金の額の百分の二十」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。次項において同じ。）の百分の二十」と、前項中「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

4 前三項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十二條 厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者

・長期加入者の老齢厚生年金（政令で定めるものを除く。以下同じ。）の受給権者が、男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金については、同法附則第十一条の二の規定は適用せず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは、「同法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十三条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が、昭和十年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）及びその受給権者については、その者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下この項において「平成十六年改正法」という。）第八条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項及び第四項並びに第十三条の二並びに附則第二十一条及び第二十八条の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

・長期加入者の老齢厚生年金（政令で定めるものを除く。以下同じ。）の受給権者が、男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金については、同法附則第十一条の二の規定は適用せず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは、「同法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十三条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が、昭和十年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）及びその受給権者については、その者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに附則第二十一条及び第二十八条の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一・二（略）

2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者である場合においては、同項第一号中「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）」とあるのは「支給停止基準額（附則第二十一条第二項において読み替えられた同条第一項の規定による支給停止基準額をいい、当該支給停止基準額が当該老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下単に「加給年金額」という。）を除く。）に附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）を加えた額以上であるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額」と、同項第二号中「（附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この号において単に「加給年金額」という。）を除く。）とあるのは、「加給年金額を除く。）」と、「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））」とあるのは、「その支給が停止される部分の額に、代行部分の総額につき同条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を加えた額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額）」とする。

一・二（略）

2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者である場合においては、同項第一号中「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）」とあるのは「支給停止基準額（附則第二十一条第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。以下この号において同じ。）に、附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）の百分の二十に相当する額を加えた額（支給停止基準額が当該老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下単に「加給年金額」という。）を除く。）に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額以上であるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額」と、同項第二号中「（附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この号において単に「加給年金額」という。）を除く。）とあるのは、「加給年金額を除く。）」と、「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））」とあるのは、「その支給が停止される部分の額に、代行部分の総額につき同条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を加えた額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額）」とする。

3 (略)

第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 (略)

む。）に代行部分の総額を加えた額」とする。

第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一・二（略）

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金の加入員であった期間である者に支給する前項に規定する老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十

一・二（略）

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金の加入員であった期間である者に支給する前項に規定する老齢厚生年金については、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第二項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十

五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第六項において、基礎年金を受給する者の調整額」という。)(との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)(に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)(以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

4 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する第一項に規定する老齢厚生年金については、前項中「附則第二十一条第一項」とあるのは「附則第二十一条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)(に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。)(とする。

5  
5(11 (略)

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額」とあるのは「当該老齢厚生年金に係る附則第二十三条第一項第二号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「とあるのは「前項中」と、「額を加えた額」とあるのは「額(以下「代行部分の総額」という。)(から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保険法附

五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第六項において、基礎年金を受給する者の調整額」という。)(との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)(に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)(以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

4 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する第一項に規定する老齢厚生年金については、前項中「附則第二十一条第二項」とあるのは「附則第二十一条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)(に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。)(とする。

5  
5(11 (略)

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額」とあるのは「当該老齢厚生年金に係る附則第二十三条第一項第二号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「とあるのは「前項中」と、「額の百分の八十に相当する額」とあるのは「額(以下「代行部分の総額」という。)(から代行部分の総額につき改正前の厚

則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額を加えた額」とする。

13・14 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七条 (略)

2・8 (略)

9 繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十(昭和十九年四月一日以前に生まれた者にあつては四百四十四とし、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六とし、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八とする。以下この項及び第十一項において同じ。)に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(男子に限る。)が附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金の額(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数(当該月数が四百八十を超えるときは四百八十とし、当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。次項において同じ。)が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超えるときは、第六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該超える月数の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額(その額の計算について昭和六十年改正法附則第六十一条第二項の規定の

生年金保険法附則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額」とする。

13・14 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七条 (略)

2・8 (略)

9 繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(男子に限る。)が附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金の額(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは四百四十四とし、当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。次項において同じ。)が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超えるときは、第六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該超える月数の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額(その額の計算について昭和六十年改正法附則第六十一条第二項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した額とする。第十一項において同じ。)を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その額を改定する。

適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した額とする。  
第十一項において同じ。）を加算した額を繰上げ調整額とするものと  
し、当該年齢に達した月の翌月から、その額を改定する。

10 前項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険  
の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算さ  
れた老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が附則第二十条第一項  
の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰  
上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期  
間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者  
期間の月数を超える場合について準用する。

11 繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間  
の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年  
金の受給権者（男子に限る。）が附則第十九条第一項の表の下欄に掲  
げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除  
く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定するとき  
は、第六項及び第九項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額につい  
て、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の計  
算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該月数が四百  
八十を超えるときは四百八十とし、当該月数が二百四十未満であつて  
、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号  
から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。以下こ  
の項において同じ。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生  
年金保険の被保険者期間の月数を控除して得た月数の厚生年金保険の  
被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条の二第  
二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時に、そ  
の額を改定する。ただし、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ

10 前項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険  
の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算  
された老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が附則第二十条第一  
項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（  
繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者  
期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険  
者期間の月数を超える場合について準用する。

11 繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間  
の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生  
年金の受給権者（男子に限る。）が附則第十九条第一項の表の下欄に  
掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を  
除く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定するこ  
きは、第六項及び第九項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額につ  
いて、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の  
計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該月数が四  
百四十四を超えるときは四百四十四とし、当該月数が二百四十未満で  
あつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項  
第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。  
以下この項において同じ。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎とな  
る厚生年金保険の被保険者期間の月数を控除して得た月数の厚生年金  
保険の被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条  
の二第二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時  
に、その額を改定する。ただし、当該改定に係る老齢厚生年金の額（

調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数以下であるときは、この限りでない。

12 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(女子に限る。)が附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額(繰上げ調整額を除く。)を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「第九項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

13  
14 (略)

15 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、厚生年金保険法附則第十一条の規定にかかわらず、附則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは「附則第二十七条第十三項又は第十四項」と、同条第二項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」は第五項において準用する同法第四十四条の二第一項」とあるのは「同法第四十四条の二第一項」と読み替えるものとする。

16 (略)

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)  
第三十五条 (略)

2  
5 (略)

6 厚生年金保険法第八十一条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「を基準として」とあるのは、「に基づき、すべての

繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数以下であるときは、この限りでない。

12 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(女子に限る。)が附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額(繰上げ調整額を除く。)を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「第九項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

13  
14 (略)

15 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、厚生年金保険法附則第十一条の規定にかかわらず、附則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは「附則第二十七条第十三項又は第十四項」と、同条第三項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」は第五項において準用する同法第四十四条の二第一項」とあるのは「同法第四十四条の二第一項」と読み替えるものとする。

16 (略)

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)  
第三十五条 (略)

2  
5 (略)

6 厚生年金保険法第八十一条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「を基準として」とあるのは、「に基づき、千分の二

厚生年金基金に係る代行保険料率の分布状況を勘案して政令で定める  
範囲内において」とする。

7  
(略)

十四から千分の三十までの範囲内において」とする。

7  
(略)